(別表-1-2) **養液栽培「化学合成農薬の使用基準 (上限)」** H27.4.1 改正

分類	作物名(作型等)		化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数) 苗購入の場合		収穫期	備考
野菜	養液栽培みつば		2	2	周年	
	養液栽培葉ねぎ		3		周年	
	養液栽培非結球レタス		5	2	周年	サラダ菜を含 む
	養液栽培ほうれんそう		1	1	周年	
	養液栽培クレソン		3	2	周年	
	養液栽培トマト	促成(長期)	28	26	10~6月	
		促成(短期)	21	19	10~2月	
		半促成(収穫期 2~6月)	17	16	2~6月	
		半促成(収穫期 4~7月)	15	14	4~7月	
		抑制	15	14		
	養液栽培ミニトマト	促成	23	21	10~6月	
		半促成	15	13	4~6月	
		抑制	16	14	8~12月	
	養液栽培ピーマ ン	促成	27	i I	11~6月	
		半促成	27	26	4~11月	
	養液栽培セルリー		7	6		
	養液栽培いちご	促成	21	15		化学合成農 薬はランナー 切り離し以降 の使用回数
果樹	養液栽培ブルー ベリー	バックカルチャー	3	Market Barret Ba		置肥しないこ と

(注1) 算出根拠

①化学合成農薬使用回数:「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた延べ成分使用回数の1/2